

# 中小企業雇用継続支援補助金のお知らせ

## 中小企業雇用継続支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小事業者が雇用維持を図るため、従業員を一時的に休業させた場合に支払った休業手当、賃金等の一部を助成する雇用調整助成金制度について、国の助成額に対し、市が上乘せ補助を行います。

なお、詳細が決まり次第、HP等で公表します。

## 補助金の概要

**補助対象：雇用調整助成金を受けた市内中小事業者**

※四日市市内の事業所で休業等を実施したものに限りです。

**制度内容：5月上旬に予定されている国の制度変更にあわせて制度設計を予定しております。**

**申請書類等：三重労働局に提出された雇用調整助成金関係の書類の写しを添付書類とする予定ですので、申請をお考えの事業主様は大切に保管ください。**

**補助対象期間：国の緊急対応期間（3か月 4月1日～6月30日）**

## 申請方法等

### ●郵送のみ

送付先：〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号 四日市市 商工農水部 商工課 勤労係宛

●補助金は、令和2年5月18日開催の四日市市議会に補正予算案を上程する予定です。

●申請手続等の詳細は、HP等で後日公表します。